石巻新庄道路のあり方検討会
規約

（名称）
第1条　本会は、「石巻新庄道路のあり方検討会（以下「検討会」という）」と称する。

（目的）
第2条　検討会は、石巻新庄道路の今後のあり方について、関係地方公共団体と連携して検討することを目的とする。

（委員）
第3条　検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。
　2　検討会は、必要に応じ委員を加えることができるものとする。

（検討会の公開）
第4条　検討会は、出席者の自由闊達な意見交換の妨げにならないよう、原則、非公開とする。
但し、検討内容の透明性を確保する観点から、検討会終了後、議事概要を公表する。

（事務局）
第5条　事務局は、国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 調査課及び山形河川国道事務所 調査課に置く。

（守秘義務）
第6条　委員は、審議で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。
また、委員の職を退いた後も同様とする。

（その他）
第７条　本規約に定めのない事項等については、検討会の承認を得て定めるものとする。

附　則
本規約は、令和8年3月9日から施行する。